

新たなビジネスの展開へ

～新ビジネス展開促進事業チャレンジ補助金～

「新分野
展開」



「業態転換」

「事業再編」

「事業・
業種転換」



補助対象事業等

新たなビジネス展開をするための「新分野展開」「業態転換」「事業・業種転換」「事業再編」等、事業を再構築するために必要な取り組みとして、自社または自身の売上を向上させるための事業を令和4年3月から8月までの間に3カ月以上継続してチャレンジ(試行)するもの。

【補助対象経費の具体例】

- ・商品の原材料費
- ・試作品作成材料費
- ・教育訓練、研修費
- ・5万円以下の物品購入
※物品については、原則として賃借
- ・店舗等の物件賃借料
- ・広告宣伝費
- ・看板等の設置費用
- ・チェーン店加盟料
- ・ECサイト手数料
- ・取引手数料 など

補助限度額

27万円以内

(補助率：10分の9以内)

補助対象者

中小企業者等で、市内に事業所を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人および市内に本店の住所の登記がある法人

※本補助対象事業において、国、県等の補助制度により補助金等の交付を受けているまたは受ける見込みがある方は対象外。

申請締切 3月25日(金)

(受付)9:00~17:00 ※土日・祝日を除く。

その他

申請の受け付けは、予算に達した時点で終了。

◎問い合わせ・申請先…

商工課商工振興係

☎(55)5120

Fax(22)8533



生活応援・プレミアム付商品券販売

二本松商工会議所では、「10%お得!!」コロナを共に乗り越えよう!生活応援・プレミアム付商品券販売 発行総額3,300万円!がんばろう二本松 二本松市共通商品券を販売します。

商品券の内容

1セット1000円券11枚
(1万1千円分を1万円で購入)

※1人につき最大5セットまで購入可能。

商品券の使用

市内の加盟店(詳細は折り込みチラシまたは商工会議所ホームページへ掲載)において無期限で使用可能。

なお、各種金券、公共料金等の支払いには使用できません。

申込方法

必要事項(購入セット数、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、当選された場合の来所時期)を往復はがきに記入の上、下記まで郵送してください。予定数を超えた場合は抽選となります。

※二本松市民限定の販売となります。

申込期間

3月6日(日)~12日(土)
(当日消印有効)

※詳しくは3月6日(日)の折り込みチラシまたは商工会議所ホームページ、会議所ニュース等をご覧ください。

◎問い合わせ・申し込み…

二本松商工会議所

☎964・8577

本町二丁目60・1

☎(23)3211



住民税非課税世帯等へ
臨時特別給付金

支給額 10万円



・基準日(令和3年12月10日)において、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯) ※ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

申請方法

市から送付されている確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒により返送してください。

提出期限 3月22日(火)

※家計が急変した世帯については、市ウェブサイトまたは福祉課(市役所1階)に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記へ提出してください。

住民税非課税世帯へ
暖房用灯油購入費等助成金

支給額 5千円

住民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯
・65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
・障がい者世帯
・ひとり親世帯
・障害年金受給者の属する世帯
・指定難病医療費受給者の属する世帯

・特別児童扶養手当受給者の属する世帯
・要介護4または5の認定を受けた者の属する世帯

※ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯および生活保護受給世帯を除く。

申請方法

臨時特別給付金の支給対象者のうち、住民税非課税世帯については、確認書の提出をもって申請があったものとみなします。

確認書の提出期限

3月22日(火)

※確認書の提出期限を過ぎた場合、暖房用灯油購入費等助成金が支給できなくなります。

※令和3年1月2日以降に本市へ転入した方の属する世帯については、転入した方全員の令和3年度市町村住民税非課税証明書が必要となります。

その他

障害年金受給者の属する世帯および指定難病医療費受給者の属する世帯については、本市において対象者を把握できません。

これらに該当する場合は、確認書の提出とは別に、「住民税非課税世帯に対する暖房用灯油購入費等助成金支給申請書」の提出が必要となります。

※申請書は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

問い合わせ・申請先:

福祉課地域福祉係
☎(24) 5063
Fax(22) 1547



副市長、各行政委員を紹介します

市議会12月定例会において選任等についての同意が得られ、副市長、教育委員会委員、監査委員が選ばれました。また、選挙管理委員会委員が選挙で選ばれ、委員会において委員長等が決定されました。就任された方々をご紹介します。(敬称略)



副市長 齋藤 源次郎(湯川町)



教育委員会委員 佐藤 英之(安達ヶ原)



監査委員 守岡 健次(館野)



選挙管理委員会委員長 平舘 泉(根崎)



選挙管理委員会委員長職務代理者 菅野 善昭(南町)



選挙管理委員会委員 桑原 恒雄(小浜)



選挙管理委員会委員 佐藤 克男(油井)

〔行政委員会の役割〕 教育委員会などの行政委員会は、市長から独立した機関として、それぞれの事務を管理・執行します。教育委員会 地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、教育行政における重要事項や基本方針を決定します。監査委員 市が行うさまざまな事務事業について、各種法令等に基づき正しい事務処理がされているか「効率的に行われているかどうか」を監査します。選挙管理委員会 市議会の議員および長の選挙に関する事務を管理し、また、全ての選挙について投票票を行います。選挙人名簿の作成や管理も行います。